

処 分 基 準

平成27年6月1日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第51条の4第13項
処 分 の 概 要	放置違反金の督促
原 権 者	公安委員会
法 令 の 定 め	公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、公安委員会は、放置違反金につき年14.5パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車企画係 (048-832-0110)
備 考	